

◆情報通信技術活用条例の制定によりできるようになること（イメージ）

本条例の制定により、手続等（申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等）を定める現行の条例等の規定に対し、特例対応が可能となります。

現 在

条例施行後

1. 書面等によることの特例

○書面・対面で行っている手続



○スマートフォンやPCから手続ができるようになります！



2. 署名等の特例

○署名・押印を行っている手続

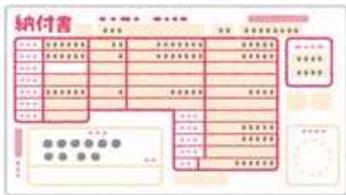


○マイナンバーカードで署名・押印が省略できるようになります！



3. 手数料等の納付方法の特例

○納付書により納付している手続



○クレジットカードによりオンラインで納付ができるようになります！



4. 添付書類の特例

○住民票等を添付している手続



○マイナンバーカードで住民票等の添付が省略できるようになります！



※ 条例施行後、準備の整った手続から順次対象手続を拡大していく予定です。